

加古郡衛生事務組合
一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月策定

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

加古郡衛生事務組合
管理者 播磨町長 佐伯謙作

1. 一般廃棄物処理基本方針

〔共通事項〕

- (1) 計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、加古郡2町(稲美町及び播磨町)の全域とする。
- (3) 計画区域内から排出される一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保する。
- (4) 災害廃棄物については、稲美町及び播磨町の災害廃棄物処理計画により行う。

〔ごみ処理〕

- (1) 収集運搬または直接搬入された不燃ごみ・粗大ごみは、稲美町及び播磨町が高砂市に事務委託としている東播臨海広域クリーンセンター(以下「エコクリーンピアはりま」という。)の受入基準に則して選別・搬入(中継業務)を行う。エコクリーンピアはりまが受入不可とする不燃物は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場への搬入を行うことを原則とする。
- (2) 原形有姿の金属類の有価物は、回収して資源化し、最終処分量の減量化をはかる。
- (3) ペットボトルは、「ボトルtoボトルリサイクル」による再資源化(再商品化)を実施する。
- (4) プラスチック製容器包装類(播磨町)については、再生業者に固形燃料化処理を委託し、国内にて再生利用を行う。また、「プラスチック資源循環促進法」への対応は令和9年度から開始する。
- (5) 搬入された小型電子機器22品(デジタルカメラ、ゲーム機、携帯電話等)は、ピックアップ回収し、認定事業者へ引渡しを行い有用金属のリサイクルをはかる。
- (6) 小型電子機器52品目は、稲美町・播磨町庁舎内及びイベント会場においてボックス回収を実施する。
- (7) 搬入された剪定枝は、チップ化処理を行い、資源化による可燃物の減量化をはかる。
また、草類についても、堆肥の資材として再生業者に処理を委託し、資源化率の向上をはかる。
- (8) 分別収集された蛍光灯等の水銀使用廃製品及び乾電池の適正処理と資源化をはかる。
- (9) 搬入されたリチウムイオン電池は、乾電池ルート及び小型家電ルートにて適正処理と資源化をはかる。
- (10) 搬入されたふとん類から羽毛ふとんを選別し、資源化による可燃物の減量化をはかる。
- (11) ごみの適正処理等の確保のため、随時、展開検査を実施する。

〔し尿処理〕

- (1) 搬入されたし尿、浄化槽汚泥の安定処理を行う。
- (2) 放流水は、安全で確実な処理を行い、良質な処理水として放流を行う。
- (3) 処理過程で発生した脱水汚泥は、一部をエコクリーンピアはりまにて焼却処理を行う以外に再生業者に堆肥化処理を委託し、有機肥料として農地還元等をはかる。

〔収集運搬〕

- (1) 加古郡内より発生するごみについては、稲美町及び播磨町の収集運搬計画により行う。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、計画的且つ効率的な収集運搬が推進されるよう協力する。
- (3) 大型ごみ等の不法投棄については、稲美町又は播磨町の委任により協力して撤去回収する。

2. 計画対象区域

	面積(K㎡)	人口(人)	世帯(世帯数)
稲美町	34.92	30,400	13,300
播磨町	9.13	34,600	15,700
組合圏域	44.05	65,000	29,000

※ 面積は平成30年10月1日現在国土院調査、人口・世帯数は稲美町及び播磨町令和7年度一般廃棄物処理実施計画の数字を用いている。

3. ごみ処理計画

- ・当組合におけるごみ処理計画は、加古郡(稲美町及び播磨町)全体を対象とする。
- ・収集運搬については、稲美町及び播磨町が策定する収集運搬計画による。

(1) [排出量]

単位:t

種別	稲美町		播磨町		圏域計
	行政収集	許可業者・直接搬入	行政収集	許可業者・直接搬入	
可燃ごみ	5,200	2,400	5,376	1,798	14,774
不燃ごみ	180	20	141	10	351
粗大ごみ・可燃性長尺ごみ	410		326	337	1,073
空きびん(分別)	100		114		214
空き缶(分別)	15		20	6	41
ペットボトル	15		27		42
プラスチック容器類			235		235
紙類(分別)	55		192	44	291
布類	15		65	26	106
蛍光灯・乾電池・ライター	8		6	1	15
紙パック			1	1	2
スプレー缶	1				1
小型家電		1		1	2
食用廃油			3		3
剪定枝・草類		360		651	1,011
合計	5,999	2,781	6,506	2,875	18,161

※ 稲美町のプラスチック容器類は、令和3年11月以降可燃ごみとの混合収集に変更(高効率発電の熱源利用)

(2) [ごみ処理計画フロー図]

市町村

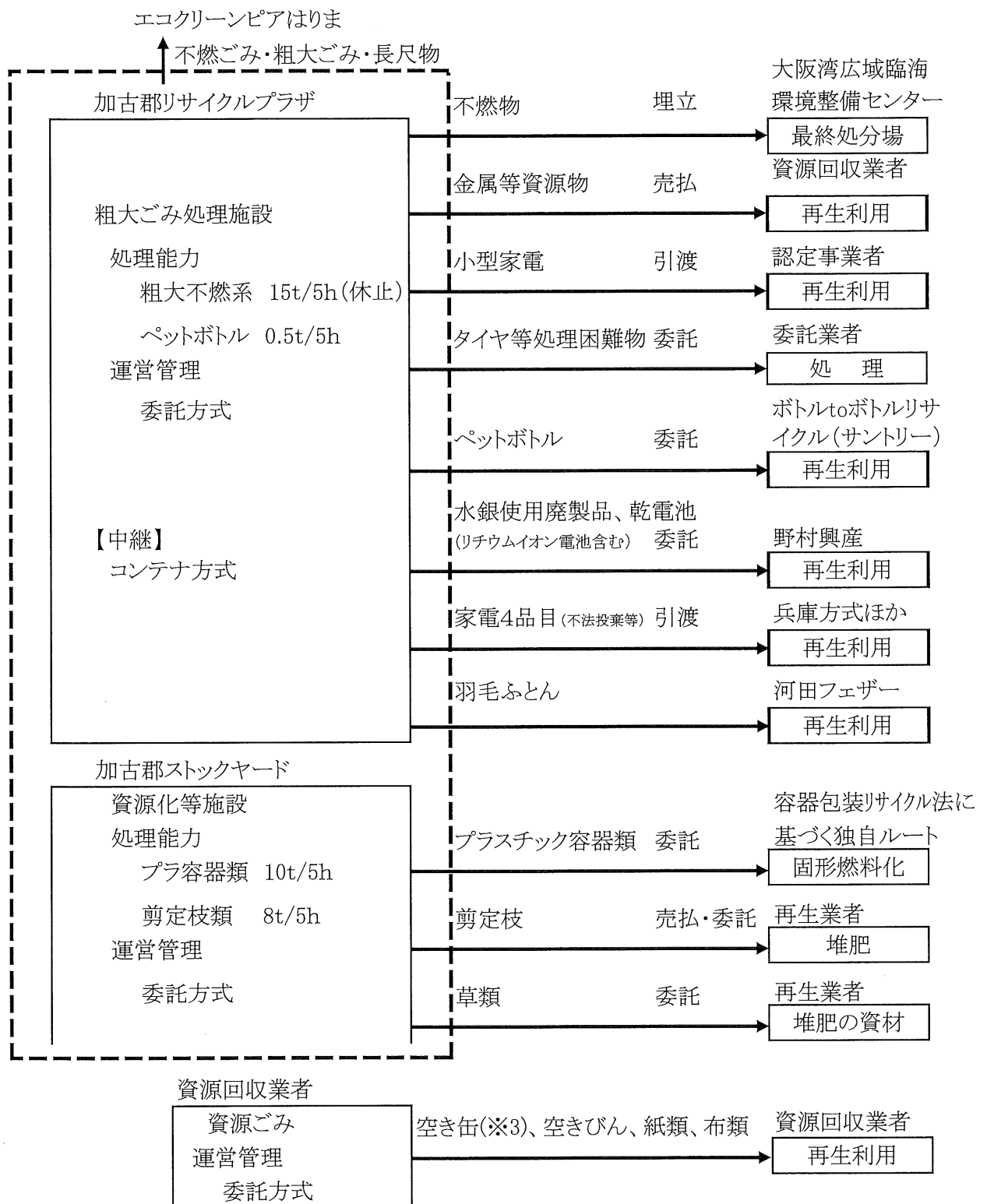
稲美町	13種19分別 ※1
播磨町	15種19分別 ※2

収集運搬体制

- ・稲美町収集運搬委託業者
- ・稲美町収集運搬許可業者
- ・播磨町直営
- ・播磨町収集運搬許可業者
- ・加古郡内直接搬入(一般、事業者)

※1 可燃物、粗大物、長尺可燃物、不燃物、資源物9種(空きびん3分別、空き缶、ペットボトル、紙類5分別、蛍光灯、乾電池、布類、スプレー缶、使い切りライター)

※2 可燃物、粗大物、長尺物、不燃物、資源物10種(空きびん3分別、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器類、紙類3分別、蛍光灯、乾電池、布類、紙パック、食用廃油、使い切りライター)



※ 播磨町排出空き缶は、直営収集後、中継センター内空き缶プレス施設で中間処理
 ※ 播磨町排出食用廃油は、直営収集後、中継センター内で一時保管後、売り払い

〔収集運搬計画〕

構成団体	収集主体	収集計画及び収集業務	搬入先
稲美町	稲美町	稲美町において収集計画を策定し、収集業務を委託で行う。	エコクリーンピアはりま 播磨町可燃ごみ中継センター
播磨町	播磨町	播磨町において収集計画を策定し、収集業務を直営及び委託で行う。	加古郡リサイクルプラザ 加古郡ストックヤード

※ 事業所や商店から排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らが直接搬入するか若しくは許可業者に委託して搬入する。

(直営)

【播磨町】

収集人員	15人	事務責任者	1人	
収集運搬車両	10tコンテナ専用車	3台		
	5.5tパッカー車	1台		
	4.0tパッカー車	1台		
	3.5tパッカー車	2台		
	3.0tパッカー車	2台		
	2.0tダンプ車	2台		
	軽トラック車	1台		計 12台

(委託業者)

【稲美町】

名 称	いけだ興産			
所在地	加古郡稲美町中村1137番地の1			
従業員数又は収集人員	20人			
収集運搬車両	3.15tパッカー車	1台		
	3.10tパッカー車	1台		
	2.9tパッカー車	2台		
	2.8tパッカー車	2台		
	2.75tパッカー車	1台		
	2.25tパッカー車	1台		
	3.45tダンプ車	1台		
	3.0tダンプ車	1台		
	小型貨物車	1台		計 11台

(許可業者)

【稲美町】

名 称	いけだ興産			
所在地	加古郡稲美町中村1137番地の1			
従業員数又は収集人員	20人			
収集運搬車両	3.15tパッカー車	1台		
	3.10tパッカー車	1台		
	2.9tパッカー車	2台		
	2.8tパッカー車	2台		
	2.75tパッカー車	1台		
	2.25tパッカー車	1台		
	3.45tダンプ車	1台		
	3.0tダンプ車	1台		
	小型貨物車	1台		計 11台
収集量(事業系)	可燃ごみ	1,650 t	不燃・粗大ごみ	5 t

名 称	稲美清掃			
所在地	加古郡稲美町加古4119番地の4			
従業員数又は収集人員	2人			
収集運搬車両	2.6tパッカー車	1台		
	軽トラック	2台		計 3台
収集量(事業系)	可燃ごみ	200 t	不燃・粗大ごみ	0 t

名 称	(有)岡田清掃社			
所在地	加古郡稲美町中村1244番地			
従業員数又は収集人員	5人			
収集運搬車両	2.0tパッカー車	1台		
収集量(事業系)	可燃ごみ	50 t	不燃・粗大ごみ	0 t

【播磨町】

名 称	竹本商会		
所在地	明石市二見町西二見1622-1		
収集運搬車両	2.0tパッカー車	3台	
	小型貨物車	1台	計 11台
収集量(事業系)	可燃ごみ	476 t	不燃・粗大ごみ 2 t

名 称	金澤産業(株)		
所在地	加古郡稲美町加古3869		
収集運搬車両	2.7tパッカー車	1台	
	2.1tパッカー車	1台	
	1.95tパッカー車	1台	
	1.7tパッカー車	1台	計 4台
収集量(事業系)	可燃ごみ	340 t	不燃・粗大ごみ 8 t

名 称	木村工業(株)		
所在地	明石市大久保町ゆりのき通 1-5-17		
収集運搬車両	2.45tパッカー車	1台	
収集量(事業系)	可燃ごみ	669 t	不燃・粗大ごみ 28 t

名 称	(有)第一清掃		
所在地	加古郡播磨町南大中2丁目5番15		
収集運搬車両	3.0tコンテナ車	1台	
	1.85tパッカー車	1台	
	軽トラック	1台	計 3台
収集量(事業系)	可燃ごみ	13 t	不燃・粗大ごみ 0 t

名 称	(公社)加古郡広域シルバー人材センター		
所在地	加古郡播磨町南野添1丁目23番7号		
収集運搬車両	1.1tトラック	2台	
	1.0tトラック	1台	
	軽トラック	6台	計 9台
収集量(事業系)	可燃ごみ	62 t	不燃・粗大ごみ 11 t

〔中間処理計画〕

中間処理は、可燃物、不燃物、資源物、処理困難物別に処理するものとする。

- ・可燃物は、資源化が可能なものを除き、エコクリーンピアはりまにおいて焼却処理を行う。
- ・不燃物は、資源化が可能なものを除き、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。
- ・搬入された粗大ごみ・不燃ごみは、選別後、エコクリーンピアはりまにて資源回収・破碎選別処理を行う。
- ・プラスチック製容器包装類は、再生業者に固形燃料化処理を委託する。
- ・ペットボトルは、「ボトルtoボトルリサイクル」による再資源化(再商品化)を実施する。
- ・剪定枝は、廃木材破碎設備にてチップ化による資源化処理を行う。
- ・草類は、再生業者に堆肥の資材処理を委託する。
- ・羽毛ふとんは、羽毛ふとんリサイクルを行う。
- ・処理困難物のうち、タイヤ及び耐火金庫は、業者に資源化を委託する。
- ・適正処理困難物は、排出者が専門業者又は取扱店へ処理のための引渡しをする。
- ・搬入された小型電子機器22品目(携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ等)は、小型家電リサイクル法に基づき認定事業者へ引渡し、有用金属の資源化を行う。
- ・蛍光灯等の水銀使用廃製品及び乾電池は、再生業者にリサイクル処理を委託する。
- ・搬入されたリチウムイオン電池は、乾電池ルート及び小型家電ルートにて適正処理と資源化をはかる。
- ・在宅医療廃棄物のうち、注射針、注射器は受け取られた医療機関又は薬局へ引渡しをする。
- ・不適切排出された医療廃棄物は、産廃業者に処分を委託する。
- ・家電リサイクル法等の対象品目(冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、パソコン)は、排出者が法に従い再商品化のために業者に引渡しをする。(不法投棄分は兵庫方式利用)

- ・各種リサイクル法の趣旨に基づき、資源の有効利用をはかる。
- ・一時的に多量排出されるごみは、排出者が処理施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する。
- ・随時、展開検査を実施し、不適正排出を防止をはかる。


家庭系ごみの適正処理及びその実施主体について下記の表に示す。

排出区分	処理方法	処理主体	
可燃ごみ(燃えるごみ) 長尺物・使い切りライター	焼却 残渣物は埋立又はセメント化	高砂市	エコクリーンピアはりま
不燃ごみ(燃えないごみ) 粗大ごみ	資源化 破砕選別後、残渣は焼却	高砂市	エコクリーンピアはりま
		処理困難物	加古郡リサイクルプラザ
資源ごみ(あきびん類、あき缶類、紙類、布類)	資源化	廃品回収業者又は資源化業者 (播磨町のあき缶類は空き缶プレス施設)	
資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器類、剪定枝)	資源化	加古郡リサイクルプラザ (加古郡ストックヤード)	
スプレー缶等	資源化	稲美町	加古郡リサイクルプラザ(保管)
蛍光灯・乾電池	資源化	加古郡リサイクルプラザ(保管)	
食用廃油	資源化	播磨町	加古郡リサイクルプラザ(保管)

収集しないごみ

事業系ごみ	店舗、事務所、事業所の一般廃棄物	業者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入する。 搬入処理手数料 130円/10kg
一般家庭から排出されるオートバイ(排気量50cc以上)、消火器(4本まで)、タイヤ(4本まで)、バッテリー、農機具等の大型機械類(大きさ制限あり 要相談)		排出者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入する。

扱わないごみ

産業廃棄物、建築廃材(住宅設備、材木、ブロック等)、プロパンガスボンベ、感染性医療廃棄物、薬品、農薬等	販売店か処理業者に相談する。
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル法対象品は、購入先(買い替えも含む)の販売店か兵庫県電機商業組合加盟の協力店に依頼する。 収集運搬費用とリサイクル料金が必要
パソコン	メーカー等がリサイクルを行うので、メーカーに回収を申し込む。  マークが無いものはリサイクル料金が必要

(焼却施設)

①エコクリーンピアはりま(設置主体;高砂市)

令和4年6月稼働

型式	処理能力	運営方式	処理計画
回転式ストーカ	429t/24h(143t/24h×3基)	委託	99, 539tを見込む

②播磨町塵芥処理センター(設置主体;播磨町)【休止】 平成4年4月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
準連続燃焼式ストーカ	90t/24h(45t/24h×2炉)	委託	—

(粗大ごみ処理施設)

③東播磨臨海広域クリーンセンター 不燃・粗大ごみ処理施設(設置主体;高砂市) 令和4年4月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
二軸式+高速回転式破砕	34t/5h	委託	6, 274tを見込む

④加古郡リサイクルプラザ(設置主体;加古郡衛生事務組合)【休止】 平成10年4月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
二軸式+高速回転式破砕	15t/5h	委託	—

(資源化施設)

⑤播磨町塵芥処理センター内 あき缶プレス施設(設置主体;播磨町) 平成5年4月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
圧縮成形方式	1t/5h	委託	26tを見込む

⑥加古郡ストックヤード(設置主体;加古郡衛生事務組合) 平成13年3月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
圧縮梱包方式	10t/5h	委託	235tを見込む

⑦加古郡リサイクルプラザ内 ペットボトル処理施設(設置主体;加古郡衛生事務組合) 平成13年3月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
圧縮減容梱包方式	0.5t/5h	委託	42tを見込む

⑧加古郡ストックヤード 木くず資源化設備(設置主体;加古郡衛生事務組合) 平成26年4月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
設置型破砕方式	8t/5h	委託	400tを見込む

(中継施設)

⑨播磨町可燃ごみ中継センター(設置主体;播磨町) 令和4年4月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
コンパクト	40t/5h	委託	7, 174tを見込む

※ 粗大ごみ及び住民直接搬入の不燃・粗大ごみについては、加古郡リサイクルプラザにて実施する。

(保管施設)

⑩播磨町塵芥処理センター内 牛乳パック、蛍光灯保管場所(設置主体;播磨町) 平成5年4月稼動

容量 200m³

⑪播磨町 ヘドロ仮置場(設置主体;播磨町)

平成10年4月稼動

容量 800m³

⑫加古郡リサイクルプラザ内 ペットボトル保管場所(設置主体;加古郡衛生事務組合) 平成10年4月稼動

容量 22.5m³

⑬加古郡ストックヤード内 プラスチック容器包装類保管場所(設置主体;加古郡衛生事務組合)

容量 90m³

平成12年4月稼動

⑭加古郡衛生センター内 乾電池保管場所(設置主体;加古郡衛生事務組合)平成30年10月稼動

容量 10m³

(最終処分場)

⑮大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸沖埋立処分場(設置主体;大阪湾広域臨海環境整備センター)

平成13年12月埋立開始

一般廃棄物最終処分場(管理型)

面積: 880,000m²

残余容量:

⑯公益財団法人ひょうご環境創造協会赤穂事業所 (設置主体;公益財団法人ひょうご環境創造協会)

セメント化

(2) 一般廃棄物の減量及びリサイクル推進の方法

[発生抑制の取組]

- ・事務組合は、構成町が実施する資源ごみ集団回収や生ごみ減量機器等に関する補助制度を維持できるように周知活動を行う。
- ・事務組合は、構成町が実施する買い物袋持参運動に協力し、レジ袋削減の周知活動を行う。
- ・構成町広報、ホームページ、各種イベントを利用したごみ減量の指導や啓発を行う。
- ・プラザ学習棟にてベビー用品の貸し出し、廃家具の展示販売や制服の交換により再利用の促進を行うほか家具のリユースなどごみの減量に関する取り組む。
- ・一般家庭ごみを直接 エコクリーンピアはりまに持ち込む場合は、10kgあたり50円の処理手数料を徴収する。
- ・事業系一般廃棄物については、分別排出に対する協力を事業者を求める。

[リサイクル推進]

- ・構成町による資源ごみの定期収集による資源化の推進
- ・資源ごみの適正排出を図るため、ごみの分け方・出し方のチラシ配布、広報、ホームページ等を活用した周知、啓発の実施
- ・搬入されたリチウムイオン電池や羽毛ふとんは、適正処理及び資源化をはかる。
- ・プラスチック製容器包装類(播磨町)と合わせて、「プラスチック資源循環促進法」への対応を検討する。
- ・残渣物は、セメント化による資源化をはかる。
- ・圏域住民による加古郡リサイクルプラザ等への資源ごみの自己搬入による資源化の推進
- ・加古郡リサイクルプラザ搬入剪定枝のチップ化による資源化の推進
- ・加古郡リサイクルプラザ学習棟での環境教室として、紙すき等の体験教室の実施

令和7年度 し尿処理実施計画

1. 計画対象区域

	面積(K㎡)	人口(人)	世帯(世帯数)
稲美町	34.92	30,400	13,300
播磨町	9.13	34,600	15,700
組合圏域	44.05	65,000	29,000

※ 面積は平成30年10月1日現在国土地理院調査、人口・世帯数は稲美町及び播磨町令和7年度一般廃棄物処理実施計画の数字を用いている。

うち播磨町の計画収集は次のとおりとする。

人口(人)	世帯(世帯数)
281	127

2. し尿処理計画

・当事務組合におけるし尿処理計画は、加古郡(稲美町及び播磨町)全体を対象とする。

(1) [排出量]

単位:kℓ

種別	稲美町	播磨町	圏域計
生し尿	2,250	501	2,751
浄化槽汚泥	2,670	2,150	4,820
合計	4,920	2,651	7,571

(2) [収集運搬計画]

・加古郡(稲美町及び播磨町)内で発生する生し尿の収集運搬については、委託業者による収集運搬とする。

・加古郡(稲美町及び播磨町)内で発生する浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者による収集運搬とする。

	収集主体	収集方法	搬入先
稲美町	稲美町	生し尿は委託業者(2社)に、浄化槽汚泥は許可業者(3社)による直接収集とする。	加古郡衛生センター
播磨町	播磨町	生し尿は委託業者(1社)に、浄化槽汚泥は許可業者(5社)による直接収集とする。	

(委託業者)

【稲美町】

名称	稲美清掃
所在地	加古郡稲美町加古4119番地の4
従業員数又は収集人員	3人
収集運搬車両	6.2kℓバキューム車 1台 3.7kℓバキューム車 1台 2.0kℓバキューム車 1台 計 3台
収集量	890 kℓ
名称	(有)岡田清掃社
所在地	加古郡稲美町中村1244番地
従業員数又は収集人員	4人
収集運搬車両	7.2kℓバキューム車 1台 3.4kℓバキューム車 1台 1.8kℓバキューム車 1台 計 3台
収集量	1,360 kℓ

【播磨町】

名 称	(有)播磨清掃社
所在地	加古郡播磨町北本荘7丁目9番18号
従業員数又は収集人員	4人
収集運搬車両	3.7kℓバキューム車 3台 1.8kℓバキューム車 1台 計 4台
収集量	890 kℓ

(許可業者)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項

【稲美町】

名 称	従業員数	収集運搬車両	収集量
稲美清掃	3人	6.2kℓバキューム車 1台 3.7kℓバキューム車 1台 2.0kℓバキューム車 1台	970 kℓ
(有)岡田清掃社	5人	7.2kℓバキューム車 1台 3.4kℓバキューム車 1台 1.8kℓバキューム車 1台	1,090 kℓ
播磨営繕(有)	5人	3.7kℓバキューム車 2台	610 kℓ

【播磨町】

名 称	従業員数	収集運搬車両	収集量
(有)播磨清掃社	5人	3.7kℓバキューム車 3台 1.8kℓバキューム車 1台	988 kℓ
(株)SIC	18人	大型清掃車 3台 4.0kℓバキューム車 2台 3.0kℓバキューム車 1台 4.0t清掃車 3台	407 kℓ
(有)エコクリーン	5人	4.0kℓバキューム車 2台	256 kℓ
阪神連合清掃(株)	6人	3.05kℓバキューム車 1台 2.7kℓバキューム車 1台 1.8kℓバキューム車 1台	41 kℓ
播磨営繕(有)	11人	3.7kℓバキューム車 3台 3.6kℓバキューム車 1台	988 kℓ

(許可業者)

浄化槽法第35条第1項

【稲美町】

名 称	従業員数
稲美清掃	1人
(有)岡田清掃社	5人
播磨営繕(有)	5人

【播磨町】

名 称	従業員数
(有)播磨清掃社	5人
(株)SIC	18人
(有)エコクリーン	5人
阪神連合清掃(株)	6人
播磨営繕(有)	11人
(株)大洋	69人

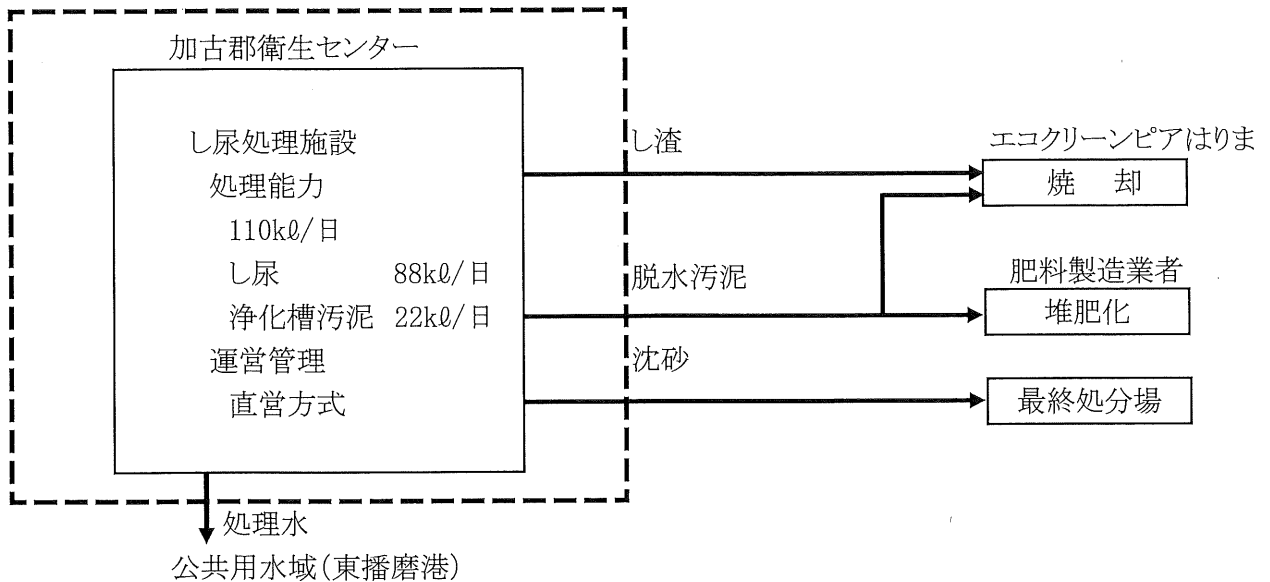
(3) [処理計画]

- ・事務組合におけるし尿処理計画は、加古郡(稲美町及び播磨町)全体を対象とする。
- ・処理工程で発生する脱水汚泥は、肥料製造業者に堆肥化を委託またはし渣と合わせてエコクリーンピアはりまにて焼却処分する。また、沈渣については、最終処分場にて埋立処分を行う。

(処理量・発生量)

- ・し尿処理量 7,571kℓ(生し尿2,751kℓ・浄化槽汚泥3,240kℓ・農集汚泥1,580kℓ)
- ・前処理し渣発生量 1.8t (含水率 60%)
- ・脱水汚泥発生量 200t (含水率 80%)

[し尿処理計画フロー図]



(し尿処理施設)

①加古郡衛生センター(設置主体;加古郡衛生事務組合)

昭和62年4月稼働

方式	処理能力	運営方式	処理計画
低希釈二段活性汚泥法 +高度処理	110kℓ/日	委託	生し尿 2,751kℓを見込む 浄化槽汚泥 4,820kℓを見込む

[その他]

① 排出抑制

生活雑排水の排出抑制は、公共下水道区域内では終末処理場への負荷を軽減し、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽においても処理水量を減らすことにより放流量を抑制することにつながる。よって、ライフスタイルを見直すことで生活雑排水の発生を抑制することが重要となる。

住民に対して、風呂の残り湯の洗濯水への利用、米のとぎ汁の植木への散水利用、食器汚れの拭き取り、節水型トイレの導入、廃食用油の生活排水への混入防止等について協力を呼び掛ける。

② 浄化槽の管理等に関する広報・啓発

生活排水対策の重要性、浄化槽管理の重要性について、住民への周知のため町広報誌及びホームページ等での情報提供・周知を図るとともに下水道利用を呼びかける。

③ 今後の目標

播磨町内全域を公共下水道によるし尿処理を目標とする。(但し、新島及び特定工場を除く。)

加古郡衛生事務組合
一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月1日策定

加古郡衛生事務組合事務局